

第 38 条 消防団の業務及び人員の総数

1 指針の概要（主な改正経緯）

改正年	基準
平成 12 年 (全部改正)	<p>消防団員の総数及び副団長等の数は、次の業務を円滑に遂行するために必要な数とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 火災の鎮圧に関する業務 ② 火災の予防及び警戒に関する業務 ③ 救助に関する業務 ④ 地震、風水害の予防、警戒、防除に関する業務 ⑤ 地域住民に対する協力、支援及び啓発に関する業務 ⑥ 消防団の処理等の業務 ⑦ 地域の実情に応じて特に必要とされる業務
平成 17 年 (一部改正)	<p>消防団は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 火災の鎮圧に関する業務 ② 火災の予防及び警戒に関する業務 ③ 救助に関する業務 ④ 地震、風水害の予防、警戒、防除に関する業務 ⑤ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務 ⑥ 地域住民に対する協力、支援及び啓発に関する業務 ⑦ 消防団の処理等の業務 ⑧ 地域の実情に応じて特に必要とされる業務 <p>消防団員の総数は、次に掲げる数を合算して得た数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消防団の管理する動力消防ポンプの種類ごとに規定する隊員の数 ② 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として、消防団の管轄区域の小学校区内の可住地面積を <u>0.06 平方キロメートル</u> で除して得た数に 1.1 を乗じ、地震、風水害その他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数を加えた数 <p>なお、<u>0.06 平方キロメートル</u>については、人口密度、地域における諸事情等を勘案して増減させることができる。</p> <p>〈消防施設整備計画実態調査の調査要領による説明〉</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩により避難誘導する場合：0.06～0.09 km² ・ 自動二輪車、自動車等を使用し避難誘導する場合：0.69～2.77 km² </div>

2 現状と課題

- 消防団員の総数を算出するにあたり、大規模災害時等における住民の避難誘導に必要な数を算定した場合、可住地面積を除す係数（おおむね 0.06～2.77 km²の範囲）によって算定数に大きな差が生じ、非現実的な数値が算出される可能性がある。
- 指針では、基本的に「平時において必要な消防力」を想定し、市町村の整備すべき消防力の目標数値を示しているのに対し、消防団員の総数についてのみ、「大規模災害時」を想定している。

3 対応策・考え方

- 次に掲げる理由から、消防団員の総数は、平成 12 年改正時に戻り各業務を行うために必要な人員数と規定する。
 - ① 消防団員の総数を算出するにあたり、大規模災害時等における住民の避難誘導に必要な数の目標数を示すことは困難
 - ② 一方、個別の業務ごとに必要な消防団員数を算出し、合算数を消防団員の総数とすることも現実的ではない。
- したがって、市町村は条例定数や地域性、歴史的背景などの地域における実情を踏まえて必要と認める消防団員数を目標数とすることが適当と考える。
- なお、「平成 27 年度消防施設整備計画実態調査」を行う際に、市町村の人口等による一定の算式を示し、当該算式によって算出された数を目標数の目安として考慮できるようにしてはどうか。(別添参照)

4 条文のイメージ

現行	改正案
<p>第 38 条 消防団_____は、次の各号に掲げる業務を行う_____ものとする。</p> <p>(1) 火災の鎮圧に関する業務</p> <p>(2) 火災の予防及び警戒に関する業務</p> <p>(3) 救助に関する業務</p> <p>(4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除_____等に関する業務</p> <p>(5) 武力攻撃事態等における_____国民の保護のための措置に関する業務</p> <p>(6) 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務</p> <p>(7) 消防団の庶務の処理等の業務</p> <p>(8) 前号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務</p> <p>2 消防団における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数とする。</p> <p>(1) 消防団の管理する動力消防ポンプの種類ごとに、第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する消防隊の隊員の数</p> <p>(2) 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として、消防団の管轄区域の小学校区内の可住地面積を 0.06 km²で除して得た数に 1.1 を乗じ、地震、風水害その他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数を加えた数</p> <p>3 前項の場合において、同項第 2 号に規定する 0.06 km²については、人口密度、地域における諸事情等を勘案して増減させることができる。</p>	<p>第 38 条 消防団における人員の総数は、次の各号に掲げる業務を行う場合において、当該業務を円滑に遂行するために必要な数_____とする。</p> <p>(1) 火災の鎮圧に関する業務</p> <p>(2) 火災の予防及び警戒に関する業務</p> <p>(3) 救助に関する業務</p> <p>(4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除及び当該災害における住民の避難誘導等に関する業務</p> <p>(5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務</p> <p>(6) 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務</p> <p>(7) 消防団の庶務の処理等の業務</p> <p>(8) 前号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務 (削除)</p>

参考資料

地方交付税の算定における消防団員数

- 市町村の消防団員の総数は、地域性や歴史的背景等により一概に人口と面積（密度）で決まるものではないが、大まかに言えば人口が多くなればその数は多くなることから、人口との相関関係を踏まえる必要がある。

→ 人口区分ごとの消防団員数を設定[表 1]

- さらに、同じ人口であっても面積が大きい（密度が低い）ほど、消防団員数は多い傾向にあるため、これに準じて補正を加える。

→ 人口密度区分ごとの密度補正係数を設定[表 2]
(人口密度 200 人/km²以下の市町村に適用)

[表 1 人口区分ごとの消防団員数]

人口区分	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000	8,000,000
消防団員	170	216	261	312	350	563	729	1,222	2,424	4,147	17,822

[表 2 人口密度区分ごとの補正係数]

人口密度区分	200	150	100	50	20
補正係数	1.00	1.15	1.41	2.00	3.16

[算定例 A町の場合]

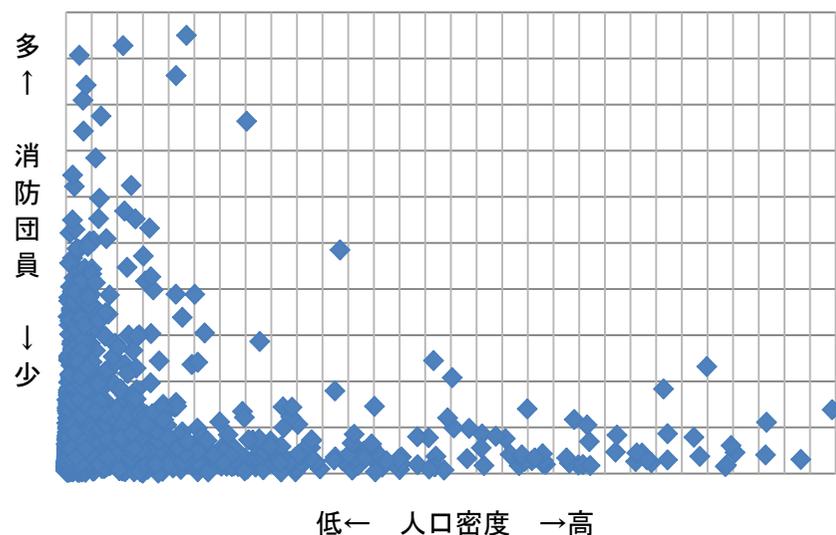
人口	26,306 人
人口密度	166 人

$$\textcircled{1} \text{ 人口区分消防団員数} = \frac{(26,306 - 20,000) \times (350 - 312)}{(30,000 - 20,000)} + 312 = 336 \text{ 人}$$

$$\textcircled{2} \text{ 密度補正係数の算出} = \frac{(166 - 200) \times (1 - 1.15)}{(200 - 150)} + 1 = 1.10$$

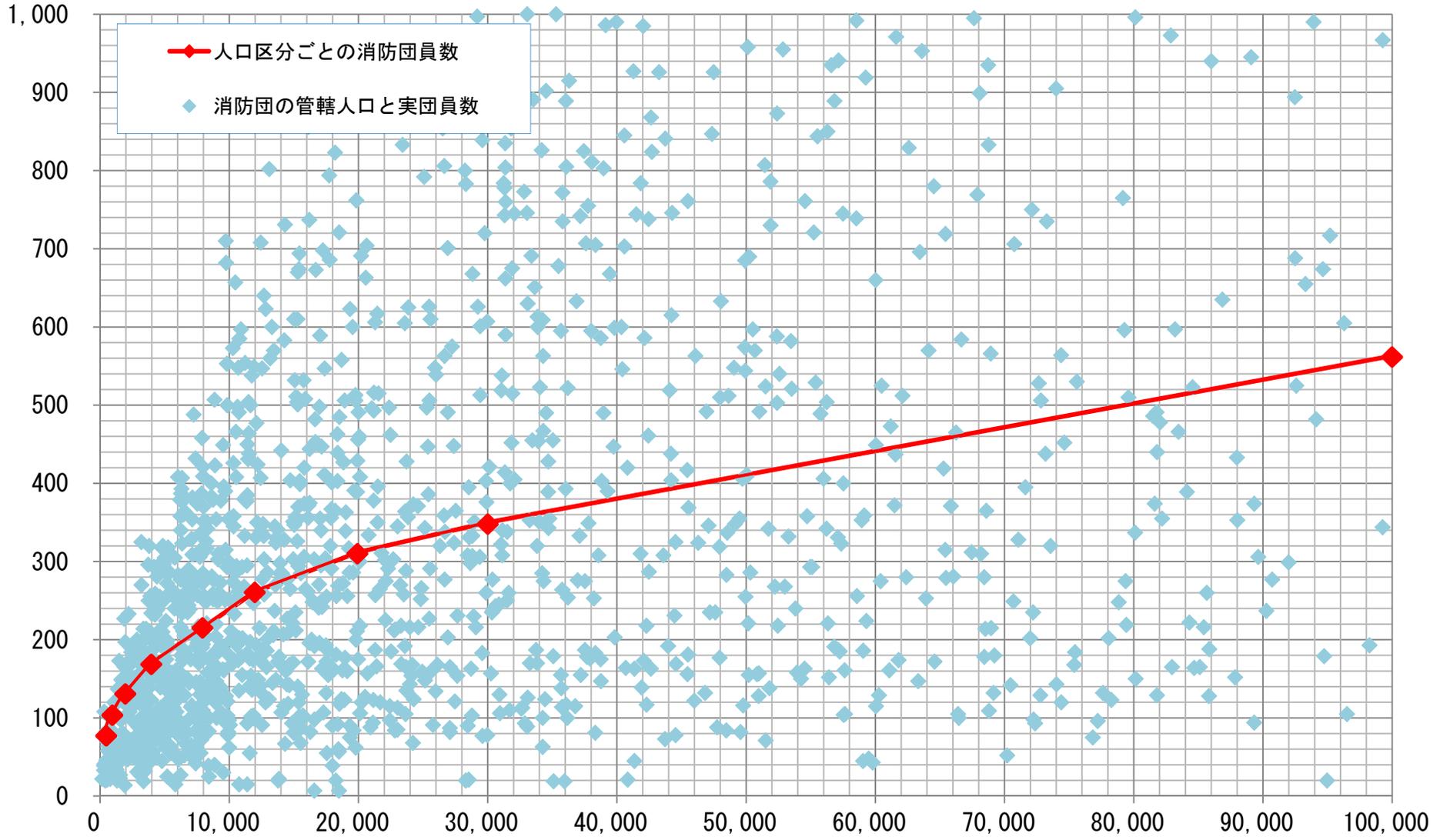
$$\textcircled{3} \text{ 密度補正} = 336 \text{ 人} \times 1.10 = 370 \text{ 人}$$

人口密度と消防団員の関係 (イメージ図)



消防団員

人口と消防団員数の関係（人口10万まで）



人口

消防団員

人口と消防団員数の関係（人口400万まで）

